

仕様書

第十一管区海上保安本部

1 総則

本仕様は、第十一管区海上保安本部が海洋情報業務に使用する業務用自動車の借り入れ及び保守について適用する。

2 件名

業務用自動車 1 台借入保守

3 担当

第十一管区海上保安本部 海洋情報監理課 監理係

沖縄県那覇市港町 2 - 1 1 - 1 098-867-0118 (内線 2513)

4 仕様

下記項目の条件を満たすこと。

(1) 規格

①車種	バンタイプ (スライドドア、5ドア)、小型貨物車
②寸法	全長 4.7m 未満、全幅 1.7m 未満、全高 2.0m 未満
③定員	5 人乗り以上 6 人乗り以下
④排気量	2, 000 cc クラスであること
⑤荷台の広さ	長さ 1.8m 以上、幅 1.5m 以上、高さ 1.3m 以上
⑥トランスミッション	オートマチックトランスミッション
⑦装備品・付属品 (国内法で定める規格及び基準に適合又は合格していること)	①法定備品②エアコン・ヒーター③パワーステアリング④ABS⑤運転席・助手席エアバック⑥ETC⑦バックビューモニター⑧コーナーセンサー⑨ドライブレコーダー (前後方録画可能なもの) ⑩カーナビゲーション (テレビ機能なし、テレビ機能付の場合は受信不能とすること) ⑪パワーウィンドウ⑫ヘッドレスト付きセカンドシート⑬プライバシーガラス (フロント、運転席横、助手席横を除く全てのガラスに装備すること) ⑭フロアマット⑮サイドバイザー⑯ドアミラー電動格納⑰AM/FM マルチ電子チューナー付きラジオ⑱防錆加工⑲三角表示板
⑧車体塗装	シルバーまたはグレーを基調としたものであること。ただし、代車にあってはこれを問わない。
⑨年間走行予定距離	12, 000 km

- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の推進に関する基本方針」の「自動車」の基準を満たす車両であること。
- (3) 普通自動車運転免許にて運転できる車両であること。
- (4) 令和8年10月1日において、初年度登録から3年を経過していないこと。
- (5) 登録納車費用（新規登録・車庫証明費用）、自動車取得税（新車時）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、自動車税種別割、リサイクル料及び納付手続き等の、本契約を履行するために必要な法定費用及びそれに係る経費等は、本契約に含むものとする。
- (6) 納入する車両及び装備品の品目については、別紙様式1「仕様確認申請書」及び別紙様式2「性能等証明書」を入札参加締切日までにカタログ等を添付して提出し、当本部海洋情報監理課長の審査を受け、支出負担行為担当官の承認を得ること。
- (7) 保守内容

保守及び故障・修理・調整の期間は、代車の提供を行うこと。使用者の責によらない故障による修理・調整及び本メンテナンスにかかる費用はすべて請負業者の負担とし、故障原因を早急に調査し、修理・調整を行うこと。

主要項目	項目	備考
継続車検整備	定期点検整備、継続検査	
定期点検整備	6カ月点検	法定点検
一般整備点検	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの摩耗状況の確認及び交換（パンク修理含む。） ・エンジンオイルの交換（オイルエレメント交換を含む。） ・バッテリーの点検及び交換 ・バッテリー液の点検及び補充 ・冷却水の点検及び補充 ・Vベルトの張り点検・調整 ・ペダルの踏みしろの点検 ・ランプ類の点灯点検 ・ライト、ウinker等の点検 ・ワイパーブレードの摩耗点検 ・アイドリング調整 ・ブレーキオイルの点検 ・オルタネーター等の発電機系統の点検 ・ラジエーター等の冷却系統の点検 ・油脂類、消耗部品の交換及び補充（ワイパーゴム、ブレーキパッド、プラグ、電球等） ・故障修理（使用者の故意もしくは重大な過失に起因する故障修理を除く。） 	
代車の提供	「(1) 規格」に適合するものとする。なお、「⑦装備品・	ただし、事故

付属品」のうち、⑪～⑰は有無を問わないこととする。

修理を除く。

6 借入期間

- (1) 令和8年10月1日～令和13年3月31日
- (2) 借入開始日に、仕様に合致した車両を準備できない場合は、前記「(7)保守内容 代車の提供」に合致した車両を準備し貸し出すこと。
- (3) 仕様書に合致した車両の借用開始日の延長は、令和9年3月31日まで認めるので、その場合は、仕様確認申請書提出時に、仕様書に合致した車両の借用開始予定日を記載すること。

7 検査・支払い

- (1) 1ヶ月毎に業務完了報告書1部を提出し、検査職員の検査を受けること。
- (2) 検査職員の合格をもって毎月の履行完了とする。
- (3) 代金の支払いは毎月払いとし、検査職員の検査合格後、請負者から請求をもって支払うものとする。

8 納車場所

第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1

9 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当本部監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。
- (3) 整備等の日程については、監督職員と協議し決定すること。

仕様確認申請書

令和 年 月 日

第十一管区海上保安本部

海洋情報監理課長 殿

住 所

代表者名

印

貴部が公示した入札公告（件名：業務用自動車 1 台借入保守）について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

連絡担当先等

連 絡 先

氏 名

電話番号等

別 紙1-2

件 名 業務用自動車1台借入保守

	品 目	規 格 等	数 量	※合否 の判定	備 考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	
13				合・否	
14				合・否	
15				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

※ 最終判定 合 ・ 否

性能等証明書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	※環境省 審査欄
①	車名		
②	型式		
③	乗車定員 (人)	人	
④	車両重量 (kg)	kg	
⑤	駆動方式		
⑥	全長 (mm)	mm	
⑦	全幅 (mm)	mm	
⑧	全高 (mm)	mm	
⑨	最低地上高 (mm)	mm	
⑩	総排気量 (cc)	cc	
⑪	燃料消費率 (km/ℓ) (WLTC モードによる値)	km/ℓ	
⑫	低排出ガス車認定実施要領 (平成 29 年国土交通省告示第 248 号) の基準のうち、平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合していること。	適・否	

※目標値及び基準値にあつては仕様を満たす市販車の中で国土交通省が公表する「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領 (平成 16 年国土交通省告示第 61 号)」に基づく自動車燃費一覧 (令和 7 年 3 月) 中最も環境性能が優れるトヨタハイエースバン(ディーゼル燃料)を採用。

◎環境性能に対する得点

$$= 100 + -4.5 \times \frac{\text{提案車の燃費値()} - \text{燃費基準値(13.7)}}{\text{燃費目標値(12.4)} - \text{燃費基準値(13.7)}}$$

※

※

(注) ※欄は記入しないこと。

(小数点第 2 位を四捨五入)